

太田市学習支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項第4号に規定する生活困窮者である子ども等に対し学習支援等を行う事業として実施する太田市学習支援事業（以下「学習支援事業」という。）について、必要な事項を定める。

(委託)

第2条 市長は、法第6条第2項において準用する法第4条第2項の規定により、学習支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人等にその全部又は一部を委託することができる。

(支援法人の要件)

第3条 前条の規定により学習支援事業を受託することができる法人等（以下「支援法人」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 学習支援事業の趣旨を十分に理解していること。
- (2) 小・中学生、高校生等に対する効果的な支援を提供できること。
- (3) 児童福祉又は青少年自立支援、健全育成等について、活動実績があり、必要な支援を提供できること。
- (4) 福祉事務所、教育委員会、地域で活動している団体、NPO法人等と連携協力し、効果的に支援できること。

(事業内容)

第4条 学習支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者（学習支援事業を利用する次条第1項の支援対象者をいう。以下同じ。）の基礎学力等の向上を図るための指導や助言
- (2) 利用者及びその保護者の生活上の悩みや進学に関する指導や助言
- (3) 前2号に規定するもののほか、利用者の学習習慣及び生活習慣の確立並びに学習意欲の向上のために必要な指導や助言

(支援対象者)

第5条 学習支援事業の支援を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる世帯に属する児童生徒で小学校5・6年生及び中学生とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯
- (2) 太田市就学援助支給規則（平成19年教育委員会規則第5号）第5条第1項の規定による就学援助の認定を受けている世帯

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が学習支援事業の利用を必要と認める世帯

- 2 利用者が支援対象者に該当しなくなった場合において引き続き学習支援事業の利用を希望するときは、支援該当者に該当しなくなった日の属する年度の末日までに限り、引き続きその利用ができるものとする。

(業務実施場所)

第6条 支援法人は、学習支援事業を統括する事務所（サポートセンター）を設置しなければならない。

- 2 支援法人は、市長が指定する区域に学習支援事業を実施する施設（以下「学習支援教室」という。）を設置するものとする。この場合において、その設置場所は、市長及び支援法人との協議により、良好な環境、安全性及び利用者のプライバシー保護に配慮した適切な場所を選定するものとする。

(学習支援員配置基準等)

第7条 支援法人は、事業を実施するに当たり、主任学習支援員1人を任命しなければならない。

- 2 主任学習支援員は学習支援員を兼務することができる。
- 3 支援法人は、学習支援教室に、概ね利用者5人に対して1人を標準として、学習支援員を配置しなければならない。この場合において、支援法人は、学習支援員に学生等のボランティア支援者を活用するよう努めるものとする。
- 4 支援法人は、前項に規定する主任学習支援員及び学習支援員の氏名等を記載した太田市学習支援事業実施計画書（変更）届出書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。主任学習支援員及び学習支援員に変更が生じた場合も同様とする。

(ボランティア支援者)

第8条 支援法人は、必要に応じ、学習ボランティアの募集を行う事ができる。

- 2 学習ボランティアの希望者は、太田市学習支援事業ボランティア申込書（様式第2号）を支援法人に提出するものとする。
- 3 支援法人は、前項の規定による学習ボランティアの申込みがあったときは、厳正に選考し、ボランティア支援者を決定しなければならない。
- 4 支援法人は、太田市学習支援事業ボランティア登録名簿（様式第3号）を作成し、市長から要望があったときは速やかにこれを提出できるよう適切に管理するものとする。

(開設日等)

第9条 学習支援教室は、利用者の状況や地域の実情に応じ、次に掲げる類型を適宜組み

合わせて実施するものとする。

(1) 訪問型 週1回程度、1時間程度、利用者の居宅を訪問し支援を行う。

(2) 教室型 週2回程度、1回の支援は1時間程度から2時間程度まで、利用者が学習支援教室に集合し支援を行う。

(3) 集中型 夏季休業及び冬季休業中に、講義形式等による支援を行う。

2 学習支援教室の開設日は、原則として年末年始及び祝日を除く毎週特定の曜日とし、市長と支援法人が協議の上定めるものとする。

3 学習支援教室の実施時間は午後5時から午後9時までの間で設定するものとする。

4 開設日等は、市長及び支援法人との協議により変更することができる。

(利用料等)

第10条 学習支援事業の利用料は、無料とする。ただし、支援法人は、あらかじめ市長の承認を得た場合は、学習支援事業の利用に係る教材費等の実費相当分を利用者の保護者から徴収することができるものとする。

(利用の申請)

第11条 学習支援事業の利用を希望する支援対象者の保護者は、市長に対して太田市学習支援事業利用アセスメントシート（様式第4号）を提出し事前相談を行った後、支援教室の見学や体験学習を行い、太田市学習支援事業利用申込兼同意書（様式第5号）により利用の申請をするものとする。

(利用の決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査した上で利用の承認の可否等を決定し、その旨を太田市学習支援事業利用（承認・不承認）等決定通知書（様式第6号）により、利用の承認等を通知する。

2 市長は、前項の規定による利用の承認の決定をしたときは、その旨を当該決定に係る支援法人へ通知するものとする。

3 支援法人は、前項の規定による通知があったときは、太田市学習支援事業利用登録名簿（様式第7号）を作成し、市長から要望があったときは速やかにこれを提出できるよう適切に管理するものとする。

(利用中止等の申し出)

第13条 学習支援事業の利用の変更等を希望する保護者は、太田市学習支援事業利用（変更・中止）申込書兼同意書（様式第8号）により市長に申請するものとする。この場合においては、その利用する支援法人を経由して届け出ることができるものとする。

(利用中止等の決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査した上で利用の変更又は中止の可否を決定し、その旨を太田市学習支援事業利用（変更・中止）決定通知書（様式第9号）により申請者に対して通知するものとする。

（利用取消）

第15条 市長は、利用者の学習支援事業の目的を阻害する行動等により事業の適正な実施に支障が生じると判断したときは、その利用を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により利用を取消したときは、その旨を太田市学習支援事業利用取消通知書（様式第10号）により利用者の保護者に対して決定し通知するものとする。

（利用者情報の提供）

第16条 市長は、学習支援事業を実施するために必要な範囲で、利用者の保護者の同意を得た上で、支援法人に利用者に関する情報を提供するものとする。

（実施状況報告書）

第17条 支援法人は、学習支援事業を実施した月の翌月10日までに、学習支援の実施状況及びその参加者数、相談支援の実施状況等について、太田市学習支援事業活動報告書（様式第11号）に主任学習支援員等の出勤状況が確認できる書類を添えてこれを提出することにより、市長に報告しなければならない。

（実績報告書）

第18条 支援法人は、委託期間の終了後、学習支援事業の実績について、太田市学習支援事業実績報告書（様式第12号）に利用者毎の利用日数、学力の向上が確認出来る太田市学習支援事業個別評価票（様式第13号）を添えてこれを提出することにより、市長に報告しなければならない。

（安全管理）

第19条 支援法人は、日常、危険を防止する措置を講ずるとともに、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の発生時には、迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう、関係機関との連携に努めなければならない。

2 支援法人は、学習支援事業において事故等が発生した場合は、速やかに、太田市学習支援事業事故等報告書（様式第14号）により市長に報告しなければならない。

（関係機関との連絡調整）

第20条 支援法人は、学習支援事業の実施に当たっては、市その他関係機関と連携を密にし、利用者世帯の状況の把握、必要な支援を提供するための連絡調整等を行うものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、学習支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式第5号及び様式第14号の規定により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

